

平成26年度
第8回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成26年11月10日開会

高松市農業委員会

平成26年度第8回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成26年11月10日（月）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 19人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 1人

- 19番 藤原 正雄

農業委員会事務局出席者

- 農政課長 川西 好春
- 農地係長 多田 利浩
- 主任主事 稲井 稔
- 主任主事 豊島 俊治
- 主任主事 藤澤 英宣
- 主任主事 寺井 康弘
- 主任主事 須和 裕司

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第11号 農地改良に係る届出について
議案第12号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について
議案第13号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の
規定による開発計画に対する意見について
議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意
見について
議案第15号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第16号 農用地利用配分計画に対する意見について
報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農
業委員会会長許可専決処分について

議 長(農地部会長) ただ今から平成26年度第8回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は19人で、部会は成立しております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は12番河北委員、14番妹尾委員の御兩名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

農地法第18条第1項では、都道府県知事の許可を受けなければ、農地の賃貸借の解除をし、解約の申入れ等ができないと規定されています。また、同条第2項では、賃借人が信義に反した行為をした場合等、正当の事由がある場合でなければ許可はできないと規定されています。

本件は、賃借人の相続人が残存小作地の賃借料を支払わないこと、更には、小作地の耕作をしないことを理由として、貸人から農地の賃貸借の解除の申請があったものです。

まず、賃借料の支払い状況については、賃借人が生存し耕作をしている当時の平成6年度までは支払いがありましたが、死亡後の7年度以降は、その相続人25名から支払いを受けていません。

次に、小作地の耕作状況については、平成6年ごろまでは、耕作をしていました。しかし、7年度以降は耕作をしていません。

これまでの経緯につきましては、申請人は、平成6年12月当時の耕作者より離作の申し出を受け、申請人が関係書類(申立人及び亡昭一に関するもの)を農業委員会に提出しましたが、不受理となりました。

平成17年にも申請人が関係書類を農業委員会に提出しましたが、相続人不揃いのため不受理となりました。

平成26年1月16日に、申請人が相続人に農事調停を申し立てましたが、出廷する者が無く同調停は不成立となりました。

平成26年10月29日に開催された第7地区部会で審議した結果、長期間の耕作放棄が確認され、また、賃借料支払いの意思が確認されないことから、農地法第18条第2項第1号に規定する「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当するもので、解除により

貸借を終了させることが適当であると客観的に認められることから、本部会の意見決定をいただき、県知事へ進達しようとするものです。

以上、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は原案のとおり意見を付して香川県知事に進達することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は原案のとおり意見を付して香川県知事に進達することに決定いたしました。

次に、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

1番は、貸借人が転用するため、農地法による貸借借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

2番は、農事調停成立により、残存小作による貸借借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

3番は、貸借人が所有権を移転するため、農業経営基盤強化促進法による貸借借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権11番に関連しています。

4番から7番までは、賃借人が労力不足のため、残存小作による貸借借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

なお、6番は、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権12番に関連していません。

8番は、貸借人が耕作するため、農業経営基盤強化促進法による貸借借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

3ページをお開きください。

9番は、賃借人が死亡したため、その相続人と農地法による貸借借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

10番も、賃借人が死亡したため、その相続人と残存小作による貸借借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

11番は、貸借期間満了のため、農地法による貸借借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

4 ページをお開きください。

1 番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請6番のとおりです。

2 番は、貸人が別の農家に売却するため、農地利用集積円滑化事業によるものの返還を受けたものです。

3 番は、借人が労力不足のため返還したものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権5番に関連しています。

4 番から6 番までは、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請26番、27番及び32番のとおりです。

5 ページをお開きください。

7 番も、貸人が転用するため返還を受けたものです。

8 番も、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請46番のとおりです。

9 番も、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請21番のとおりです。

10 番も、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請50番から53番までのとおりです。

11 番も、貸人が転用するため返還を受けたものです。

12 番は、借人が労力不足のため返還したものです。

以上、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について11件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について12件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

本件は、平成17年6月27日付けで農家住宅拡張用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の一部を廃止することになり、許可の取消願が提出されたものです。取消

後は他の農業経営者が取得し農地として利用するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権10番に関連しています。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。現地調査委員を代表して、河北委員から説明をお願いします。

河北委員 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、高砂部会長を始め富本委員、妹尾委員と、私の4名です。

まず、1番の申請地は、国立病院機構高松医療センター南700メートルに在り、発電出力150キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを614枚、15基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅から遠く通作不便なことに加え、山裾の棚田で耕作条件が悪く、久しく遊休化していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末までに受付けされ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市香南支所北1.4キロメートルに在り、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを216枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は住居から遠く通作不便なことに加え、申請者は労力不足から自家菜園を残し耕作を廃止することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末までに受付けされ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であり

ます。

許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年6月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、老後の生活資金とするために、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.46平方メートルを220枚、4基の太陽光発電設備及び保守点検用の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自

宅から遠隔地に在りますが、住宅団地に隣接した耕作不適地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年ごろに一部造成済ですが、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末日までに受付けされており、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、経営する飲食店の来客用の駐車場不足から、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み店舗の対面にあり、集落に接続して設置される業務上必要な施設であることから、不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成14年10月に一部造成済みですが、土地改良事業の縁辺部にあり集团的に存する農地を蚕食・分断することもなく、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

8ページをお開きください。

7番は、農地のかんがい用として利用していましたが、利用する農地を転用することになり、改めて墓参用給水井戸用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用施設として利用していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和58年ごろから利用していたもので、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、発電出力11キロワット、パネル1枚の面積約1.32平方メートルを72枚、1基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地に挟まれて耕作条件が悪いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年3月ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末日までに受付けされており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、倉庫・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請者が個人で経営する木工業の資材置場・駐車場が不足し事業所の隣接地を転用するも

ので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年3月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、賃貸共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者が経営する賃貸共同住宅の駐車場が不足し、駐車場を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成13年1月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が689.57平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、納屋兼車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、市道を挟み住宅の隣接地に在り利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年6月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が16.97平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農家住宅を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和15年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が334.96平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地区に在り、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

9ページをお開きください。

14番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和58年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを240枚、6

基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末日までに受け付けされており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が91.01平方メートルあります。

16番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地以外には自己所有地がなく周辺も住宅化が進んでいることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、申請者は高齢で耕作が困難であり、生活資金の必要から賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、経営している賃貸共同住宅の隣接地を転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、貸倉庫敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和63年12月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が537.05平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

19番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農家住宅の宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和53年3月に納屋を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が669.27平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

20番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農家住宅の拡張用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当

であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和62年7月に住宅と車庫を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が453平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10ページをお開きください。

21番は、発電出力48キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを216枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地のみを相続したものの農業経験がないため、これまで貸し付けていたものですが、安定した収入を得るため転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末日までに受付けされており、転用の現実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知9番に関連しています。

23番も、発電出力98.4キロワット、パネル1枚の面積約1.94平方メートルを336枚、8基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、高齢になり農業経営を廃止し安定した収入を得るため転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末日までに受付けされており、転用の現実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

24番は、露貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和49年12月に造成済みですが、転用の現実性が認められ、隣接には農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が18平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

25番は、県外に居住し、相続した農地は不正形で借り手も無く管理ができないことから、共同住宅・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、交通の利便性が良く入居需要も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の現実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

26番は、近隣の老人保健施設から職員用駐車場として使用申込みがあり、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、利用者の施設に近く利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

27番は、高齢単身世帯のため農業を廃止することから、発電出力33.7キロワット、パネル1枚の面積約1.94平方メートルを114枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し管理もし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末日までに受付けされており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11ページをお開きください。

28番は、申請者が主宰する剣道道場の利用者用駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、道場の隣接に在り利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年11月に一部造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,236.76平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

29番は、労力不足から農業経営を縮小し、発電出力49キロワット、パネル1枚の面積約1.94平方メートルを168枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、十分な進入路がなく、借り手の見つからない農地を活用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定も受け、四国電力への系統連系の申込みも9月末日までに受付けされており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

30番は、29番の工事用進入路用地として、平成26年12月1日から同月31日までの間一

時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、工事用進入路としての一時転用で、事業終了後は農地に復元することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、一時転用農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

31番は、物置が無く不便であり、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成11年11月に物置と車庫を建築済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が247.98平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

32番は、住宅敷地内に駐車場スペースを確保できないことから、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年9月に車庫と温室を建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が495.01平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について30件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書 12 ページをお開きください。

1 番は、平成 25 年 10 月 25 日付けで分家住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の一部廃止により許可の取消願が提出されたものです。取消後は所有者が農地として利用するものです。

以上、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消願について 1 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 6 号は申請のとおり承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 6 号は申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書 13 ページをお開きください。

1 番は、平成 25 年 10 月 25 日付けで中学校校舎建替えに伴う仮設事務所・露天駐車場用地として一時転用許可を受けていましたが、本体工事が未了のため、工事完了日を平成 26 年 11 月 30 日から 27 年 2 月 28 日まで延長するため変更申請するものです。

2 番は、平成 26 年 2 月 24 日付けで住宅 2 階建 3 棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、許可地のうち 1 区画の分譲住宅 2 階建 1 棟を分譲店舗併用住宅 2 階建 1 棟に変更申請するものです。

以上、議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について 2 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようでありますので、議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。現地調査委員を代表して河北委員及び富本委員より説明をお願いいいたします。

河北委員 議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市多肥出張所西300メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地周辺は教育施設・商業施設が整い、既存の住宅団地に隣接し閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が40.75平方メートル有ります。

現地調査の結果、一部管理者不在の水路について、転用完了後の適切な管理をする旨の文書を提出するよう指導しています。それ以外は、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立龍雲中学校北200メートルに在り、宅地等を挟んだ2筆を一体開発し分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道中徳・三谷・高松線に面し交通の利便性が良く、周辺は教育施設・商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が116.30平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松大学南東400メートルに在り、賃借権設定により飲食店の店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道高松・長尾・大内線に面し交通量が多く、周辺は事業所や大型商業施設が整い、また、分譲住宅等により宅地化が進み集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次の4番からは、富本委員より説明をお願いします。

富本委員 ここからは、私が報告をいたします。

まず、4番の申請地は、高松大学東450メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、周辺は商業施設や医

療機関が整い閑静で住環境の良い地域に在り、また、転用者が現在開発分譲中の住宅団地に接続するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市立古高松南小学校南南東1キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道塩江・屋島西線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松琴平電気鉄道志度線六万寺駅北東200メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7番の申請地は、高松市立円座小学校南700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は国道32号線や高松琴平電気鉄道琴平線円座駅に近く交通の利便性が良く、既存の住宅団地に隣接し閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、高松市立檀紙小学校西500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地周辺は分譲住宅等で宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在り、また、転用者の関連会社が現在開発分譲中の住宅団地に接続するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案8件であります。

許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書14ページをお開きください。

1番は、参拝者が増え既存の駐車場が手狭となったため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被

害防除措置も適切であると考えます。

4番も、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、近隣には市の出張所、小学校・医療機関が整い、周辺は宅地化された地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に隣接し、近隣には学校・医療機関が整い、周辺は宅地化された住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家の隣接地で管理もし易く、周辺は宅地化の進んだ地域で入居需要も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が161平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

9番は、土木建築業を営んでおり、新たに資材置場が必要となったことから露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所から近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が32.95平方メートル有ります。

16ページをお開きください。

10番は、市内で急速に事業展開しており、新たに貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道と市道の交差点に位置し、周辺は宅地化され集客も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が736

平方メートル有ります。

11番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12番も、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、事業の拡大から既存の従業員用駐車場を資材置場として利用することとなり、新たな従業員用車両置場の必要から、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地・雑種地が752.48平方メートル有ります。

17ページを御覧ください。

15番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、職場と実家に近く、周辺は宅地化が進んだ地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、高松東消防署建設工事に伴い、現場事務所及び工事車両置場用地として、平成26年12月1日から27年11月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道高松・志度線沿に面し、工

事現場の隣接地でもあり車両等の出入りがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、一時転用後の農地復元が確実に認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18ページをお開きください。

21番は、参拝者の駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、寺院に隣接して利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が26平方メートル有ります。

22番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、近隣には市の出張所、小学校・医療機関が整い、周辺は宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。隣接農地に排水管を埋設するための農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権1番に関連しています。

23番も、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、近隣には市の出張所、小学校・病院が整い、周辺は宅地化された地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に隣接し、近隣には学校・医療機関が整い、周辺は宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、来客の増加により、現店舗では対応できなくなったことから、申請地にて新たに出店するため、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

26番は、高松市で新たに事業展開するため、事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

19ページを御覧ください。

27番は、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、近隣には市の出張所、香川インテリジェントパークがあり、周辺は宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

28番は、息子夫婦所有の農地を使用貸借にて借り受けて、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、香川インテリジェントパークに近接し、学校・医療機関等の公共施設が整い、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

29番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が7.92平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

30番は、牛舎の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業経営施設の拡張であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成6年4月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除

措置も適切であると考えます。併用宅地が832.70平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

31番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、職場と実家に近く、周辺は宅地化が進んだ地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20ページをお開きください。

32番は、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連していません。

33番も、祖母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、学校・医療機関等公共施設に近接した閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が18.53平方メートル有ります。

34番は、動物病院を開業しており、従業員・来客用駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の駐車場を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が242.61平方メートル有ります。

35番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み実家の隣接地で集落に接続して設置されることから、不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、土地改良事業の縁辺部に在り集团的に存する農地を蚕食・分断

することもなく、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

36番は、農業経営拡張に伴い農機具置場が必要となり、簡易車庫・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業経営施設であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

37番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、近隣には市の出張所、小学校・医療機関が整い、周辺は宅地化された地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

38番も、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農道・水路を挟んで実家に近接し、周辺は宅地化され住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

39番は、叔母所有の農地を譲り受け、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家の隣接地で周辺は分譲住宅等で宅地化が進んだ地域に在り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21ページを御覧ください。

40番は、自宅の敷地内で駐車スペースを確保することができないことから、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和51年ごろ一部造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて

無断転用の解消を図るものです。

42番は、父所有の農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、周辺は宅地化された住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、転用地は、父所有の共同住宅に隣接して転用するものの、進入路が無いことから、農道を拡張して一部を進入路用地とするもので、進入路を除いた住宅敷地面積は455平方メートルとなり問題は有りません。

43番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、発電出力は49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.65平方メートルを224枚、10基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し、自宅に隣接し、施設の管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

45番は、母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

22ページをお開きください。

46番は、譲受人共有の農地への進入路がなく、申請地を取得して進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地への進入路であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成18年ごろに造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知8番に関連しています。

47番は、住宅改修工事業を行っており、資材等は事務所敷地内で保管していますが、専用の資材置場が必要になり露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県

道山崎・御厩線に面し交通の利便性も良く、高速道路の入口が近く事業展開が容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

48番は、個人で建築・鉄骨製作業を行っていますが、近年香南町近辺の得意先が増え、資材置場に苦慮しており、新たに露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道千疋・高松線と県道三木・綾川線の交差点に近接し資材等の搬入・搬出がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

49番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し周辺は住宅等で宅地化された地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

50番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知10番に関連しています。

51番も、50番の申請地と1筆土地を挟み宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知10番に関連しています。

52番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知10番に関連しています。

23ページを御覧ください。

53番も、52番の申請地と1筆土地を挟み宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知10番に関連しています。

54番は、転用者の所有農地の排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、農業用施設であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

55番は、子所有の農地を使用貸借にて借り受けて、発電出力46.1キロワット、パネル1枚の面積約1.28平方メートルを216枚、6基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地に挟まれ段差のある農地で、自宅から近接しており施設の管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

56番も、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、発電出力49.5キロワット、一枚の面積約1.62平方メートルを216枚、6基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に隣接し自宅から30メートルと近く施設の管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

57番は、離れた場所に駐車していた社用車を事務所周辺で一括管理するため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に隣接し現駐車場を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地・雑種地が136.27平方メートル有ります。

58番は、しめ縄製造販売をしており、正月を挟み、期間雇用従業員用露天駐車場用地

として、平成26年12月1日から27年3月20日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所の前に設置する仮設駐車場であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、一時転用後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

59番は、個人で型枠大工業を営んでおり、資材類を実家の敷地内に保管していますが、資材が増え保管場所が手狭となったため、露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

60番は、住宅が手狭となったため、いところ所有の農地を取得して非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24ページをお開きください。

61番は、印刷会社の役員である転用者が法人の資材置場が手狭となったため、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、会社の駐車場に隣接して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば法人が取得して転用すべきですが、法人に資金の余裕がないことから、法人の役員である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

以上、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案53件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書25ページをお開きください。

1番、2番は、後継者へ部分贈与するもので、取得後も、引き続き水稻を作付けするものです。審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、3番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

3番は、譲渡人が労力不足であり経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、本日取り下げられました。

5番は、譲渡人が県外に居住し、自ら耕作することができないので、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

6番、7番は、後継者へ部分贈与するもので、取得後も、引き続き水稻を作付けするものです。

8番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

26ページをお開きください。

9番は、譲渡人が農業を廃止することから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

10番も、譲渡人が農業を廃止することから経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第4条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

11番は、後継者へ部分贈与するもので、取得後も、引き続き水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

12番は、小作人が小作地を譲り受けるもので、取得後も引き続き野菜を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

13番から15番までは、譲渡人が労力不足であり経営規模の拡大を希望する譲受人へ贈与するもので、取得後は合計で20アールの下限面積要件を満たし果樹を栽培するもので

す。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、貸借権等について御説明申しあげます。

27ページをお開きください。

1番は、分家住宅の排水管理設のため、使用貸借により20年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請22番に関連しています。

2番は、経営移譲年金受給のため、後継者へ使用貸借による権利を20年間再設定するもので、引き続き水稲を作付けするものです。

以上、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転14件、農地法第3条第1項の規定による許可申請貸借権等2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第11号 農地改良に係る届出について御説明申しあげます。

議案書28ページをお開きください。

本件は、キウイフルーツの栽培を主とする農業生産法人である申請者が、賃借した5筆の一団の農地について、雨水の排水を促進させキウイフルーツの好適な栽培環境に改善するため、切土・盛土を行って傾斜と段差を設けるとともに、排水溝を改修するものです。

以上、議案第11号 農地改良に係る届出について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号については届出のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号は届出のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書29ページをお開きください。

証明願がありました2件について現地調査を実施した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

なお、1番の案件につきましては、申告期限が迫っているため、農地部会長専決により10月21日付けで証明書を交付しています。

以上、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については、専決処分案件も含め、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第13号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第13号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

平成26年10月14日付けで、高松市長から開発計画に対する意見について照会されています。

このことについては、2ページのとおり、10月9日付けで坂出市の土石採取事業者から香川県知事宛に、採石事業の継続更新のため土地開発行為変更協議書が提出されたものです。土地の所在は資料の3ページのとおりです。

土地開発行為の目的は、土石の採取及び土砂等の埋立てです。

期間は協議終了日から起算して3年間です。

予想される災害の態様としては、土地の崩壊・騒音・粉塵・飛石・廃土石の流失・汚濁水の流失等があります。

対策としては、防災調整池の計画があり全て坂出側に排水するので問題無いと考えます。

10月29日に地区担当農業委員及び地区担当職員が現地調査した結果、高松市側には農地は無く、直接の影響が無いと判断いたしましたので農業委員会の意見といたしましては、「特に無し」との意見を付して回答いたしたいと思っております。

以上、議案第13号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定

による開発計画に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号は、原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島主任主事 議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

平成26年10月21日付けで、高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見について照会されています。

このことについては、坂出市の採石事業者から香川県知事宛に、採取計画認可申請書が提出されたことに伴い意見照会があったものです。

申請地は、国分寺町国分地区の採石場で、申請事業者は1社であります。

具体的な採取の方法等については、露天掘りであります。

10月29日に地区担当農業委員と地区担当職員で現地調査を実施した結果、本採石場の高松市側には農地が無く、直接の影響が無いと判断いたしましたので、「特に無し」との意見を付して回答いたしたいと思っております。

以上、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号は、原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第15号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第15号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づく高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。

平成26年10月31日付けで、高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いがまいっております。

申請のあった案件につきましては、各地区部会において現地調査及び御審議を頂いたところ、問題の無い旨御報告をいただいております。

資料の内容につきまして御説明いたします。

農用地からの除外内容につきまして、資料1ページの総括表を御覧ください。対象地番及び除外後の用途が記載されております。表の中ほどに除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。今回の除外区分は自己住宅のみで、申請件数が9件、合計面積で3,599.76平方メートルであります。

2ページをお開きください。

農用地区域への編入ですが、変更申請者は、現に農用地区域内にある土地と一体的な保全整備を行い農業振興に寄与しようとするため申請したもので、件数合計が2件、合計面積が817平方メートルであります。

以上、議案第15号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号については、異議の無い旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第15号については異議の無い旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第16号 農用地利用配分計画についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第16号 農用地利用配分計画について御説明申し上げます。

資料4を御覧ください。

8月の農業相談会で貸し借り等の対象となった農地のうち、農地中間管理事業を利用するものについては、農業経営基盤強化促進法による11月1日付けの公告により、現在、出し手から農地中間管理機構が賃借権等の中間管理権を取得した状態となっております。制度上、この後、機構から受け手に賃借権等の利用権を設定するためには、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき機構が香川県に対して、この農用地利用配分計画の認可を受ける必要があります。認可を受ける場合、この法律の規定により農業委員会の意見を聴くこととなっており、意見伺いがまいったものです。

なお、この認可があったとき県報で告示され、告示された日をもって、権利が設定又は移転することとなります。認可後のこの農用地利用配分計画が契約書に相当することとなります。

この度の認可告示の予定日は、平成26年12月26日を予定しております。

農用地利用配分計画の内容につきましては、農業相談会及びその後10月7日の農政部会で承認をいただき、同月10日の農地部会で報告しました11月1日付けの公告の農用地利用集積計画の内容と同様のものです。

機構に関係した案件のみでありまして、資料の2ページを御覧ください。第1地区から第7地区までの該当案件が掲載されております。筆数合計で64筆、面積合計で71,542平方メートルとなっております。

以上議案第16号 農用地利用配分計画について、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか——御発言が無いようでありますので、議案第16号については、異議の無い旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第16号については異議の無い旨回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に入ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について、事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料5を御覧ください。

毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日に開催される香川県農業会議へ諮問し、許可相当との答申をいただいたものについて、平成26年10月10日から同年11月7日までに会長専決により許可書を発行したものであります。

まず、許可件数ですが、9月以前の農地部会議決分といたしまして4条は無く、5条が7件、10月議決分といたしまして4条が14件、5条が16件、合計で4条が14件、5条が23件です。許可保留件数につきましては、9月以前の農地部会議決分としまして4条は無く、5条が5件、10月議決分といたしまして4条が1件、5条が1件、合計で4条が1件、5条が6件です。取下げにつきましては、有りませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

4条関係につきまして、10月議決分の5番が開発許可未了で許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

5条関係につきまして、4月議決分の21番、5月議決分の35番及び9月議決分の45番が開発許可未了で許可保留になっております。また、8月議決分の28番が、開発許可及

び直近造成工事未了で、更に、9月議決分の7番が直近造成工事未了で許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

5条関係で10月議決分の5番が直近事業造成工事未了で、許可保留になっております。

以上で今月の専決処分についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成26年度第8回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後16時03分 閉会

会 長

議事録署名委員
部 会 長

委 員

委 員

